設 計 業 務 委 託 契 約 書（案）

設計業務名　　鹿児島大学（桜ヶ丘）医歯学総合研究科棟２改修設備設計業務

業務委託料　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円也）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、業務委託料に１０８分の８を乗じて得た額である。

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項　別紙のとおり

発注者　国立大学法人鹿児島大学契約担当役理事　宮田　裕州　と受注者
との間において、上記の設計業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

第１条　受注者は、別冊の設計業務仕様書に従い、設計業務を完了するものとする。

第２条　設計業務は、　　において実施する。

第３条　設計業務の着手時期は、平成　　年　　月　　日とする。

第４条　設計業務の履行期限は、平成３０年　３月３１日とする。

第５条　契約保証金は、納付する。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第６条　業務委託料は、１回に支払うものとする。

第７条　完了通知書は、国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係に送付するものとする。

第８条　業務委託料の請求書は、国立大学法人鹿児島大学宛て（施設部企画課総務係）に送付するものとする。

第９条　設計業務完了後の支払いについては、完了検査後、請求書を翌月の７日までに送付するものとし、当月の２５日までに支払うものとする。

第10条　受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、業務委託料（業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の１０分の１に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第１９条の規定に違反し、

又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して、独占禁止法第４９条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第６２条第１項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規程により取り消された場合を含む。）。

ただし、受注者が独占禁止法第１９条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

（２）　排除措置命令又は納付命令（受注者等以外に対する命令で、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号若しくは第１９条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）　排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号若しくは第１９条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）　この契約に関し、公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（５）　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５％の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

４　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

５　第１項の場合において、第５条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

６　受注者は、この契約に関して、第１項各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第11条　別記の設計業務委託契約基準第３３第６項、第３８第２項、第３８第３項、第４３第１項及び第４３第３項中の遅延利息率は、「年２．７％」である。

第12条　この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人鹿児島大学会計規程、国立大学法人鹿児島大学契約事務取扱規則及び国立大学法人鹿児島大学設計・工事監理業務委託等契約要項によるものとする。

第13条　別記の設計業務委託契約基準第３９を次のとおり読み替えるものとする。第３９第２項及び第３項を削り、第３９の次に第３９の２として次のように加える。

第３９の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　第３９の規定によりこの契約が解除された場合

（２）　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合（第３９第６号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第５の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

第14条　別記の設計業務委託契約基準第４０第１項中「第３９第１項」を「第３９」に読み替えるものとする。

第15条　別記の設計業務委託契約基準第４３第１項及び第３項中「第３９第１項」を「第３９又は第３９の２第２項」に読み替え、第４３第５項中「第３９」の下に「又は第３９の２第２項」を加えるものとする。

第16条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　鹿児島市郡元一丁目２１番２４号
国立大学法人鹿児島大学
契約担当役理事　　宮　田　裕　州

受注者

上記（例）は、契約保証金を金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証、履行保証保険契約の締結を行った場合を記載しており、契約保証金を現金で納付する場合については、下記のとおり変更するものとする。

（書換箇所及び内容）

第５条　契約保証金は、○，○○○，○○○ 円を納付する。

（別紙）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

対象となる建築物の概要	設計業務委託特記仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	設計業務特記仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	設計業務特記仕様書のとおり

設計に従事することとなる建築士・建築設備士
【氏名】： 【資格】：（　　）建築士　　【登録番号】
【氏名】： 【資格】：（　　）建築士　　【登録番号】
（建築設備の設計に関し意見を聴く者） 【氏名】： 【資格】：（　　）設備士　　【登録番号】 （　　）建築士

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（　　）建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

（注）契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。